

## 朝鮮後期の銀財政

山本 進

はじめに

従来の朝鮮後期貨幣史研究においては銅銭である常平通宝の経済的・財政的意義に関心が集中し、銀については等閑に付されてきた。その理由は、第一に、常平通宝が政府によって鑄造された国幣であるのに対し<sup>1)</sup>、丁銀に代表される銀貨は日本から輸入された外国通貨であること、第二に、常平通宝は穀物や綿布などの現物貨幣を駆逐するには至らなかったが、市場で比較的広範囲に流通したのに対し、銀貨は主に日本から流入し中国へと流出するだけであり、国内での循環は漢城を除きほとんど見られなかったことなどに拠るものと考えられる。特に財政面では、政府が市場に頒布するのは銭であり、銀は使行貿易に際して使臣や訳官に貸与し、東萊貿易で発生した利潤を回収だけの脇役的存在に過ぎなかった。

ただ交換手段が現物から銅銭を経て銀へと発展した華中南や西日本とは異なり、朝鮮では現物貨幣が支配的であった一六世紀末に壬辰倭乱が発生し、明朝が朝鮮派遣軍の兵餉や軍需物資を全て銀で調達したため、突如として遼東や朝鮮国内に中国銀の流通が広まった。韓明基によると「宣祖

三一年（一五九八）頃になると銀で物資を調達し取引することが民間の習俗として定着し、酒や燃料を売る商人は買手に対してまず銀を所持しているか否かを尋ねると言われるほど銀の流通はとも盛んになった」ようである<sup>20</sup>。

倭乱終息後、明朝は勅使を通して出兵費用を回収しようとし、朝鮮は再造の恩に感謝しながらも、財政難の中で銀の確保に苦しんだ。それはともかく、倭乱を契機として朝鮮国内でまず銀流通が定着し、その後、常平通宝の鑄造が開始されるのである。

このように朝鮮では銀の流通は銭より早かった。しかし朝鮮政府は銀や銭といった金属貨幣を税制に組み込むことには消極的であった。朝鮮の税制は田税・賦役・貢納いずれも現物納を原則としており、軍役の布納化や大同法の施行など、収取制度における一定の合理化はなされたが、一条鞭法から地丁銀へと発展した明末清初の中国の如き各種税体系の一元化や貨幣納化は実施されなかった。この時期の朝鮮財政史研究を総括した須川英徳は「収取体制の変化として、賦役の布納化の進行や均役法の実施、大同法による現物貢納の地稅化が進められたことはよく知られているが、財政制度については、その分散性とさまざまな物品の収取と分配という複雑さのために、一元的な数量的把握は難しいといわざるをえない」と述べている<sup>21</sup>。

須川はまた貨幣史研究についても「八〇年代以降にはそれ以前に行われた事実関係の年代的整理の域を超える研究はあまり出ていない」とした上で、「貨幣史研究の不振は史料不足というよりは、物品貨幣が長く使用されていたことを経済的後進性からではなく朝鮮社会の特性に基づいて理論的に十分に説明できていないからであろう。つまり、貨幣の機能を市場における流通手段とのみ捉え、金属貨幣が物品貨幣よりも進んだ存在であるとする思い込みをいったん棚上げし、国家による

再分配を第一義として市場による微調整をある程度許容するという朝鮮王朝の基本的な経済構想に立って朝鮮における貨幣を理解することが必要なのである」と論じている<sup>34</sup>。金属貨幣の優位性についてはさておき、朝鮮政府が貨幣制度を通して社会的再分配（例えば両班や市廛商人の財富を奴婢や貧農に分かつような政策）を行っていたとも受け取れるこの主張は首肯し難い。須川は恐らく分散・独立した各衙門・軍営間における資産の再分配について語っているのである。朝鮮の経済の後進性を否定しようとする須川の誠意は理解できるが、その主張は朝鮮社会の特性や朝鮮王朝の経済構想といった抽象的議論の域を出てはいない。経済史を論ずるにはもっと具体的な財政論・貨幣論が必要である。

実は現物主義を基調とする朝鮮財政の中で例外的に金属貨幣の役割が高い部門がある。それは衙門・軍営における備蓄である。私は前稿「朝鮮王朝後期の貨幣政策と鴨綠江辺経済」（北九州市立大学『外国語学部紀要』一二九号、二〇一〇年）で、常平通宝が強い軍事的性格を帯びており、主として京師の各衙門・軍営や清国と対峙する平安監營・兵營に備蓄されていたが、漢城の銭荒すなわち市場における銭流通量の欠乏により、西路・北辺の備蓄銭は次第に取り崩され、漢城に南送されたことを論じた。だが各衙門・軍営の備蓄資産は銅銭だけではなく、銀貨・綿布・穀物などが並行して貯えられ、不測の事態に対する備えとされていた。そこで本稿では兵餉備蓄の側面から、朝鮮政府が銀貨に課していた役割について検討する。

## 一 胡乱後の銀備蓄と使行貿易

朝鮮は一六世紀末に壬辰倭乱、一七世紀前期に丁卯・丙子胡乱という度重なる侵略戦争を経験した。倭乱では銀を継続的に投入する後方支援体制を備えた明軍が装備に優る日本軍を後退させたものの、その経験は胡乱でほとんど活かされず、南漢山城に立て籠もった仁祖が三田渡でホンタイジに降伏することにより決着した。だが朝鮮政府は清朝に服従することを潔しとせず、瀋陽で長い人質生活を送った孝宗は即位後北伐計画を推進した。彼は厳しい財政状況の下で兵員や軍備を増強したが、実際には中国における復明勢力の擡頭や満洲族の内部抗争などにより清朝が自滅する機会を待つて出撃するといった他力本願的な企図であり、単独で鴨緑江を越え軍を進める国力は朝鮮には無かった。むしろ清帝国の再侵攻を予防するため、防衛力の強化が図られた。

中国全土を支配下に収め、兵站を飛躍的に強化した清軍を朝鮮軍が正面から邀撃することは不可能である。むしろ地形の險しい朝鮮にとっては、山間に城塞を築いて部隊を配置し、一気呵成に南下する敵主力を遣り過ごした後、その背後を脅かすのが効果的な防禦戦術である。国王は漢城近郊の江華島や南漢山城に立て籠もり、援軍の到着を待つて内外から敵を挟撃すれば、補給路の伸びた清軍は自ら退却するであろう。そこで政府は持久戦に備えて兵餉備蓄を強化した。但しその全てを食糧や綿布で充たす必要は無い。かつて明軍がそうしたように、貨幣で糧秣や資材を調達すればよいのである。それ故政府は備蓄の一部を銀貨で確保した。

ところが顯宗期になると北伐計画は中止され、国家による大量の銀貨買いだめにより市場経済が阻害されることが問題視されるようになった。顯宗五年（一六六四）には副提学李慶億が「各衙門

が多額の銀貨を貯えているため、市中の商業が阻害されている」と訴えたのに対し、領議政鄭大和は「丙子胡乱で国家財政が蕩尽したため、各衙門ではこの経験に懲りて軽貨すなわち保管や輸送が容易な銀貨を備蓄し、戦争に備えるようになった」と答えている。李慶億は各衙門による銀買いを厳禁せよと要請し、顯宗もこれを認めた<sup>55</sup>。翌六年には左議政洪命夏が「各衙門が備蓄する銀貨は不時の需要に供するためのものであるが、都民は銀貨の高騰に苦しんでいるので、今後は政策の転換を図るべし」と上啓し、顯宗も裁可した<sup>56</sup>。このように対清戦争を見越した過剰な銀備蓄には修正が加えられたが、銀が兵餉の重要な一角を担っているという認識は変わらなかった。壬子年すなわち顯宗十三年（一六七二）には司僕寺の銀三万両が江華府に移置され、不慮の事態への備えに充てられている<sup>57</sup>。

銀備蓄政策は肅宗期にも堅持された。肅宗三年（一六七七）礼曹参判鄭之虎は、都城の各軍營が積極的に倉庫を建てて銀貨を充溢させているとして、その禁止を請うている<sup>58</sup>。状況は地方でも同様であった。肅宗十九年には開城留守李寿徴が、郊外の大興山城に軍需銀一万一千余両を備蓄していると報告している<sup>59</sup>。肅宗四四年（一七一八）には領中枢府事李濡が、平安道慈山郡慈母山城の備蓄銀三万両から一万両を転用し、北漢山城の修築に充てよと願い出て、裁可されている<sup>60</sup>。景宗即位年（一七二〇）には慈母山城から北漢山城へ銀一万両を移置する案に対し、前平安道觀察使李沢が、慈母山城は癸未年すなわち肅宗二十九年、故李世載が平安監司在任時に正銀一万両を備蓄し、現在では正銀一万四二〇〇両・次銀四五〇〇両に達しているが、三万両もの備蓄があるというのは誤りであるとして、銀の割愛に反対している<sup>61</sup>。景宗三年には戸曹判書李台佐が、江華府には銀五万両があると述べている<sup>62</sup>。このように肅宗・景宗期には江華島や各地の山城で各々銀数万両程

度が備蓄されていた模様である。銀だけでは大した額とは言えないが、銅錢や綿布・穀物なども備蓄されているため、兵餉としてはかなりの量が貯えられていたものと思われる。

但し肅宗期になると政府備蓄銀は兵餉とは異なる用途にも使用されるようになる。それは使行貿易への流用である。肅宗九年には行大司憲趙師錫が「従来使節に随行する員役や商賈が持参する銀貨は、多い場合は二〇万兩以上から一五万兩前後、少ない場合にも一〇万兩を下らず、清国で使節が用いる諸般の経費はこれに頼ってきた。一方東萊倭館の銀貨は四万兩あるが、交易価格の折り合いが付かないため、倭人は支払いを拒んである。またこの銀は多くが政府機関に帰属し、私商が占める割合は三分の二に過ぎず、実に憂慮すべき事態である。軍門の銀貨は貸し出しが禁止されているため、各衙門より銀貨二―三万兩を融通すべし」と上啓し、肅宗も備辺司に貸し出し額の多寡を勘案させた上で、各衙門が備蓄する銀貨の融通を許している<sup>13</sup>。肅宗一一年一月には領議政金寿恒が、従来の使行には軍門の銀貨を貸し出した例もあり、今回の使行は清国の内情を探查するため特に銀が必要であるとして、平安道管餉銀の融通を請願している<sup>14</sup>。翌一二年正月、右議政鄭載嵩は、平安道管餉銀五―六千兩を通事・訳官らに貸与し、今次の京衙門貸銀例に準じ白絲貿易による利益で返済させるべしと提言し、左議政南九万や戸曹判書柳尚運もこれに同調した<sup>15</sup>。同年一月、金寿恒は「燕行使の北京での出費は逐年増加し、員役が持参する銀貨が少ないと贈答銀が確保できず、場合によっては使臣が辱めを受けることにもなる。それ故毎回の使行に際して臨時に上啓し、各軍門および管運餉の銀貨を訳官に貸し与えることが通例となっている」と述べており<sup>16</sup>、政府備蓄の兵餉銀を燕行使に融通することがこの頃既に慣例となっていた。

それでも使行に対する流用は、外交交渉や情報収集などの公的な目的に資するものと言えらる

う。しかし流用が慣例化すると、これに便乗した商人の利殖活動が誘発されるようになった。早くも肅宗一三年には江華留守申晷が、随行の員役が江華府より借り受けた銀七〇〇〇兩の内の六九〇兩を義州人梁辺雄に又貸しし、利息は返されたものの本銀は未還のままであり、行使が返済すべき元利八四〇〇兩の内、まだ三五〇〇兩しか還納されていないと上啓している<sup>17)</sup>。梁辺雄は柵門貿易に従事する湾商であったものと思われる。ただ申留守は貸付金の焦げ付きを問題にしているだけで、湾商への又貸しを禁止せよとは述べておらず、江華府も利息付きで大つぴらに公金を貸し付けている。このように行使への備蓄銀流用には当初から官による営利事業としての側面がつきまっていた。

肅宗二六年（一七〇〇）には平安道觀察使趙泰采が、平安監營の興販差人である平壤人桂雲芳が儲備銀二万兩を借り出し、江華府が留儲する綿布一五〇〇同を買い付けて甲利で運用していたことを上啓している<sup>18)</sup>。甲利とは違法な高利貸しのことであり、銀を綿布に換えて貸し付けていたのは、当時綿布が貨幣の役割を果たしていたからである。注目すべきは彼が監營の興販差人で、物資調達業務を委ねられていたことである。恐らく彼は監營の黙認の下で公金の運用を任されていたのであろう。ただ甲利で運用したため、京人との訴訟沙汰に発展したに過ぎない。

肅宗二九年には江華留守李思永が、戊寅年すなわち肅宗二四年に当時の留守李頤命が飢民を救済するため、各庫の銀一万八一〇〇兩を宣惠庁に移送し、穀物を買って被災地で売り出し、贏余すなわち収益を賑恤經費に充てようとしたが、予想外の米価安銀価高に遭遇して販売ができなくなり、倉庫に収納したままになっていると上啓した。これに対し兵曹判書李濡が、現在平安道では飢饉が深刻で、米一斗の価格が錢一貫に上昇しているので、これらの米を関西で発売し錢に換えて収

納すべしと提言した<sup>19)</sup>。李頤命は平糶（飢饉の際に政府の穀物を安売りする政策）に便乗して江華府備蓄銀の高利運用を図り、失敗したものと思われる。

このように胡乱以後に備蓄が始まった山城や都市軍営の兵餉銀は、肅宗期には使行貿易への貸付金として流用されるようになり、それらは利子を付けて返却された。そのため各衙門・軍営は銭の場合と同様に保有資金の高利回り運用に奔走するようになり、時として損失を生むこともあった。ところが一八世紀に入ると使行貿易に融通した銀の償還が慢性的に遅延するようになった。早くも肅宗二九年正月、開城留守金宇杭は「先般の勅需銀二七〇〇―二八〇〇両に加え、二月の中江開市に備え銀五〇〇両を捻出せねばならず、本府の財政は逼迫しているが、朝廷はかかる情勢を十分理解しておらず、ただ大興山城の銀一〇〇〇両の貸用を許可しただけである。しかしこの銀は既に方々に貸し出されており、にわかには回収できない」として、戸曹が保有する没収銀一万余両の内三―四千両を融通して欲しいと陳情している。肅宗の下問に対し戸曹判書金昌集は、山城の銀貨は当初一万余両あったが、開城府の財政悪化後やむを得ず融通し、返済してこなかったため、現在では有名無実と化していると回答している<sup>20)</sup>。

金宇杭も金昌集も大興山城の銀が誰に貸し出されているのかは明言していないが、翌肅宗三〇年（二七〇四）には戸曹判書趙泰采が「戸曹・兵曹および各軍門が儲備する銀貨は、毎年必ず使行に貸し出すので、諸経費や軍需品が欠乏している。かつ訳官に貸し出す銀貨は帰国後も返済が滞り、各衙門の未償還銀は心慮に堪えない」と述べているように<sup>21)</sup>、これらの備蓄銀は使行貿易に使用され、貸付金の焦げ付きが各衙門・軍営の財政悪化を招来していた。肅宗三三年には開城留守李喜茂が「本府の凡百の責応は専ら銀貨の生殖に靠る<sup>よ</sup>」と述べており<sup>22)</sup>、また英祖二年（一七二六）には



留守金相元が「松都は前自り銀貨を市民より収斂す。本を存して取殖し、以て公用に応ずる者、其来既に久し」と述べているように<sup>(23)</sup>、勅使応接や使行支援で財政需要が多い開城府では備蓄銀の運用は必要不可欠な措置であった。そして英祖三年には平安道觀察使尹游が、江華府でも七―八年前に八包の権利を請うたと上啓しているように<sup>(24)</sup>、使行貿易を通じた備蓄銀の運用は銀需要の低い地方にも波及した。

衙門や軍営が利殖に走る背景には一八世紀以降の倭銀流入の減少、すなわち対日貿易の縮小があった。田代和生によると、対馬藩を経由した朝鮮への銀輸出は一七世紀末まで二千―三千貫目程度であったが、元禄銀改鑄を契機に一千貫目を大きく下回るまで急落し、人蔘代往古銀（特鑄銀）の輸出により一千貫目を上回るまで回復した<sup>(25)</sup>。倭銀流入量が最も落ち込んでいた肅宗三六年（二七二〇）、行戸曹判書李寅燁は「かつて各衙門の銀貨は使行貿易への貸出を許し、訳官は帰国後ただちに中国産白絲を倭館に掛け売りし、東萊府で帳簿を作成して借入金を返還することが甲申年（二七〇四）に大臣の上疏により決定された。その後本銀は直ちに返済するよう改定された。白絲はわが国の物産ではなく、もし倭館に掛け売りしなければ、他に転売する方途は無い。ところが掛け売りした後、支払いは数年後となるので、故にこれを遅延と見なし、制度が改定されたのである。だが本銀の即時還納は実に困難で、一年や二年催促したところで、期限通り返済されないばかりか、焦げ付きも多い」として、当初の決定の通り、本銀は白絲を倭館に掛け売りし、代金の回収を待つて返済させるのが得策であると上申した<sup>(26)</sup>。

対馬藩から東萊への銀輸送は八月・一〇月・十一月が多く、これは皇曆使と冬至使の出立に合わせたものと考えられてきた<sup>(27)</sup>。しかし使行貿易には対馬藩由来の銀だけでなく朝鮮政府由来の銀も

使用されていたのである。そして倭銀の流入減によりまず打撃を受けたのは、生糸を掛け売りし代金を後で回収する朝鮮政府系の訳官や商人であった。景宗三年（一七二三）左議政崔奎瑞は「大抵銀貨は我が国の物産ではなく、従来の使用では東萊倭館の銀が多数もたらされた故、使用時に眞訳官が携帯する銀には頗る余裕があった。ところが近年以来、倭館の銀が久しく欠乏し、戸曹および各衙門の銀貨を前後の使用に貸し出すものが甚だ多い。しかし返納額は半数から三分の一程度で、ひどい場合は若干両を除き全く返還しない。これにより諸官庁の銀貨は皆既に枯渇した」と述べており<sup>(28)</sup>、翌年にも戸曹判書李命恒が、商訳官の滞納により京外の銀備蓄が減少していると警鐘を鳴らしている<sup>(29)</sup>。

ところで、本誌別稿「朝鮮後期の銀流通」で考察した通り、一八世紀初頭に短期間輸入された元禄銀は朝鮮市場ではほとんど受け入れられず、国庫に貯まる一方であった。これらの出所は恐らく訳官の返済や東萊貿易の利潤であろう。しかし政府も元銀の保有を好まず、訳官への貸し出しを丁銀から元銀へと転換した。だがこれだけでは備蓄欠乏の根本的解決にはならない。そこで政府は国内銀の増産を検討するようになった。

## 二 銀備蓄の減少と銀店開発論

朝鮮には銀鉱脈が全く無いわけではなく、咸鏡道端川では既に一六世紀初頭に銀の採掘を行っていた。但し銀の採掘が明朝に知られると歳貢を要求される危険性があるので、政府は原則的に端川

銀鉍を封禁し、咸鏡道の軍資を補填する程度の採掘しか認めていなかった<sup>30</sup>。ところが一五九二年に壬辰倭乱が起きると、朝鮮政府も翌九三年より端川銀鉍の採掘を許可し<sup>31</sup>、九四年には端川採掘官金継先が銀五〇〇余両・鉛六〇〇斤・鉛丸二〇一〇〇余箇を生産している<sup>32</sup>。銀に比べて鉛の割合が圧倒的に高いが、これは銀鉍石には銀より鉛の含有量が多いためである。銀製錬とは鉛や各種金属を含む合金の中から、不純物を除去する作業に他ならない。故に銀匠の手に依らない私的な銀製錬は鉛中毒を惹起する。そこで倭乱終息後の宣祖三三年（一六〇〇）には、端川における銀の公採は継続するものの、「中外牟利之徒」が郡民を使役して私採することは厳禁された<sup>33</sup>。公採が継続された理由は勅使を通した明朝の銀要求に対応するためであった<sup>34</sup>。

端川銀鉍の銀採掘量は光海君六年（一六一四）には年産五〇〇余両を維持しており<sup>35</sup>、顕宗四年（一六六三）時点での歳貢額は一千両と定められていたが<sup>36</sup>、翌五年には咸鏡道觀察使閔鼎重が「近年以来、銀鉍脈は枯渇し、これ以上採掘する余地はない。そこでやむを得ず鉛鉍脈を採掘し、鉛塊を铸造した後、法（灰吹き法）を用いて銀を鑄出している。一〇〇斤の鉛塊からは一〇両の銀を取り出すことさえ困難で、毎年鑄造量は一千両に満たない」と状啓しているように<sup>37</sup>、現場では銀含有量の乏しい鉛を吹き分け、かろうじて歳貢銀を確保する有様であった。そして顕宗一三年（一六七二）には鉍脈の枯渇を理由に歳貢は六〇〇両に減額され、春秋二季に三〇〇両ずつを納付することとされた<sup>38</sup>。それでも銀採掘量の減少は続き、肅宗二八年（一七〇二）には咸鏡道觀察使俞得一の提言により、一〇年という期限付きで端川の歳貢を五〇〇両に減額している<sup>39</sup>。

別稿で見た通り、一七世紀は倭銀流入の最盛期で、年産一千両に満たない国産銀の重要性は相対的に低かった。また朝鮮市場では八成すなわち品位八〇%の丁銀が通行し、名目上十成の礦銀（国

内で採掘された銀）は純度の不正確性などの理由により大幅な割引を受けていた。故に肅宗期から景宗期にかけて朝廷は新たな銀鉞開発にほとんど関心を払わなかった。端川などからもたらされる歳貢銀も兵餉備蓄に回され、使行貿易には流用されなかつた。ところが一八世紀に入つて倭銀流入が通減し、世紀中葉に杜絶すると、朝鮮では使行貿易に用いる銀の確保が困難になつた。訳官らは丁銀貸与の継続を求めたが、各衙門・軍営は丁銀を出し惜しみし、元銀や礦銀を貸し出すようになった。

しかし国内の銀産出量は乏しく、輸出銀の全てを礦銀で賄うことは到底不可能であり、英祖期になると銀備蓄の減少が表面化した。英祖三年（一七二七）には戸曹判書黄龜河が、訳官の未返済や倭銀の流入減少により本曹の備蓄が欠乏していると述べ、咸鏡道文川銀店の歳貢銀を現行の監司との折半制から景宗期に定められた全数戸曹帰属制に戻して欲しいと願ひ出ている<sup>40</sup>。英祖四年には戸曹が、銀備蓄を増強するため、八道中唯一戸曹の管理下に属していない平安道の殷山銀店を隷下に収めたいと提議し、五年間の期限付きで移管を認められている<sup>41</sup>。しかしこれらは中央と地方との間での財源の取り合いに過ぎず、政府の銀収入総量は不変である。

日本からの銀輸入量が減り続ける限り、朝鮮政府の取り得る対策は国内銀山の増産と中国への銀輸出削減しかない。使行貿易により莫大な利益を得ている漢城士大夫層や各衙門・軍営にとっては前者の道こそが採るべき選択肢であつた。ところが英祖はこれに反対した。英祖五年、彼は権万紀による咸鏡道安辺での銀採掘要請に対して、「太宗は数百万緡の錢を得るよりは一人の賢才を得る方がよいと言われたが、（この言葉は）見事に帝王の姿を表現している。おおよそ財政当局による採銀は、小民にとって有利であるが、実に弊害が大きい。これによつていたずらに商賈の懐を肥や

し、刃禁が疎かになるだけである」と断じ、北関での銀店開発を停止するよう戸曹に命じた<sup>42</sup>。英祖七年にも戸曹判書金東弼が、咸鏡道定平で有望な銀鉱脈が発見されたので、本曹が試みに銀店を設置してみたが、果たして上聞の通りであったとして、土豪による無断採掘を摘発し私採銀を没収した上で、定式を発給して収税の源と為すべしと唱え、同時に安辺の銅鉱脈や銀鉱脈も極めて豊盛であり、銅店や銀店を設けて収税すべしと建議したが、英祖は「戸判の言は正しいが、宣祖宝鑑（肅宗一〇年に編纂された『宣廟寶鑑』）に採銀を許さずとの教示がある」として、祖法を盾に銀店設置を認めなかった<sup>43</sup>。

錢政策と同様、銀政策においても、英祖は貨幣不要論者であった。当時の朝鮮で貨幣を運用して利益を得ていたのは使行貿易や高利貸しを営む漢城の特権階層のみであり、銀や錢は庶民を困窮させ社会不安を煽るばかりでなく、国家の貨幣運用権をも脅かすものであると彼は認識していたようである。

こうして新規の銀店開発は沙汰止みとなった。しかし使行貿易や勅使応接に用いる銀は必要不可欠であり、その負担は戸曹に押し付けられた。英祖八年（一七三二）、戸曹判書金在魯は、往年本曹の儲銀は三〇―四〇万兩を下らず、一〇年前でもなお一五万兩あったが、今は各種の銀貨や銀器を併せても三万兩に過ぎないと述べ、市塵商人への支払いは従来銀だけで行っていたものが、今では錢で代替給付していると述べている<sup>44</sup>。翌年金在魯は、平安道が儲備する綿布數百同を山間の産銀地に送付し銀と交換すべしと提案したが、平安道觀察使権以鎮は、綿布一匹「同」は銀一兩に過ぎず、到底戸曹の需要を賄えないとして反対している<sup>45</sup>。金在魯の主張は形を変えて裁可され、彼はまず戸曹の綿布四〇〇同を市塵商人に販売し、関西から送られるはずの綿布で補填しようとした

ものの、権以鎮は幾度催促しても綿布を上送してこなかった<sup>(46)</sup>。恐らく平安監營の木綿備蓄に虧欠（帳簿に現れない財政の穴あき）が生じていたのであろう。英祖一〇年、平安道觀察使の状啓によると、平安監營の銀貨は皆錦緞（高級絹織物）に換えて長期間備蓄されており、無用の物と化しているのので、戸曹が引き取り、発売して銀に換え、本道は代わりに税米を軍餉として備蓄したいとある<sup>(47)</sup>。綿布だけでなく銀も虧欠していたのである。これらは官銀の返済に窮した訳官や商人が現物で弁済したものである。

一方、丁銀を確保できなくなった訳官や随行人らは各衙門・軍營より礦銀を借り出して使行貿易に用いたので、英祖初年頃より礦銀の対清輸出が飛躍的に増大した。これに対して英祖は奢侈禁止令や紋緞の禁を頒布し、贅沢品である絹織物や装身具の消費抑制や民間向け高級絹織物の輸入禁止を打ち出した。

それでも使行貿易を完全に止めることは不可能である。一方政府の備蓄銀は元來兵餉として儲備されたものであり、その虧欠は防衛力の弱体化を招来しかねない。にもかかわらず英祖や廷臣らは頑なに銀店開発を拒んだ。英祖一六年には右議政俞拓基が、土砂流出による河川の淤浅と四方からの遊民無頼の集結を危惧して銀店の新設禁止を上啓し、裁可された<sup>(48)</sup>。これに対し翌年戸曹は、江原道淮陽・金谷の旧設銀鉛店の再開発を願い出て、認められた<sup>(49)</sup>。既存の銀店はなんとか禁止の対象から除外されたが、そもそもこれらは銀含有量が低いために閉鎖されていたものと考えられる。従って旧店を再開しても製鍊費用は相当割高になったであろう。これと連動するかのよう中国へ輸出される礦銀の品位も低下した。

英祖二七年（一七五二）三月には兵曹判書洪啓禧が平安道の進士金衡一の呈状に基づき、理山葛

坡洞での銀店開発を申請した<sup>50</sup>。しかし八月になると、吏曹參判李宗白が江界・理山・碧潼などの銀店開発に反対論を唱え、礼曹參判洪鳳漢も同調したため、英祖も開店を認めなかった<sup>51</sup>。銀店の開発抑制政策は正祖期にも堅持された。正祖一二年（一七八八）には右通礼禹禎圭が銀店の解禁を奏請したが、備辺司は無頼の結集を警戒して反対し、沙汰止みになった<sup>52</sup>。正祖二二年（二七九八）には前平安道兵馬節度使任崙が義州玉江鎮で銀鉞脈が発見されたため銀店の設置を提起したが、江辺は清国に隣接する要衝であり、義州は柵門に近いため外交問題が起きやすいとして右議政李秉模が反対し、正祖もこれに従った<sup>53</sup>。

英祖や正祖そして廷臣らが銀店開発に反対する根拠は何れも無頼の予防など説得力に乏しいものである。彼らの本音を知る手掛かりは残されていないが、当時の国際情勢を勘案すると、肅宗期まで残っていた清国に対する脅威が現実味を失ったことが大きいと思われる。大同法以降の朝鮮財政は穀物や綿布で出納され、その一部は銭で代替されることもあったが、銀は兵餉として備蓄されるに過ぎず、使行貿易への融通を除いて常時収支されるものではない。兵餉自体も穀物・綿布・銭などとの混合で備蓄されており、銀の減少により直ちに国防体制が崩れるわけではない。英祖中期より本格的に銅銭の使用が始まり、各衙門・軍営の丁銀もある程度残っている状況下では、敢えて銀店を新規開発し、礦銀の備蓄を積み増す必要は無いと判断されたのであろう。戦時色を払拭できなかった肅宗期財政とは異なり、英祖・正祖期の財政はほぼ平時の状態に戻ったと考えられる。残された問題は使行貿易の銀であるが、これは一八世紀末からの紅蔘輸出で解消に向かった。

一九世紀になると輸入が杜絶して久しい丁銀は市場からほぼ姿を消し、替わって名目十成の天銀が銀貨の規準となった。その来源は国内産の礦銀であったが、時代が下るにつれて中国産の所謂

「馬蹄銀」も通用するようになったものと思われる。純祖二四年（一八二四）から純祖三〇年にかけて、市塵商人は「御衣櫛（国王の衣服）をはじめ宮廷御用の高級絹織物は使行貿易を通して天銀で輸入するが、戸曹は代価を丁銀で支払うので、毎年多額の両替差損が発生している」と訴え、損失補填を願い出ている<sup>54</sup>。純祖二五年には、丁銀一兩につき錢一兩を追加支給する措置が取られたが<sup>55</sup>、その後も訴えは継続していることから、充分な穴埋めにはならなかったようである。

戸曹の買付価格は丁銀での支払いを前提に定められているので、これらの史料から直ちに丁銀の打歩が消滅したとか、天銀に打歩が付くようになったとは断定できない。また使行貿易に用いられる銀が丁銀から天銀（礦銀）に替わったのは相当以前からの事象である。それでもこの時期に市塵商人が敢えて両替差損を持ち出したのは、丁銀と天銀との比価が以前と較べ相対的に丁銀に不利な形に変動したこと、それにもかかわらず戸曹は丁銀建て価格の変更にも天銀での代価支払いにも応じなかったことが背景にあるものと考えられる。丁銀の礦銀に対する優位性は低下し、戸曹は良貨の座から滑り落ちた丁銀を放出するようになったのである。純祖二四年には領議政南公轍が、江華府の銀備蓄には余裕があるので同府の客舎改築に天銀四千兩を使用したいと上啓しており<sup>56</sup>、備蓄銀も丁銀から天銀へと置き換えられていった。

おわりに

丙子胡乱の後、朝鮮政府は戸曹や各衙門・軍營・山城に多額の銀を備蓄し、清の再侵攻に対する



兵餉とした。やがて肅宗期になると北伐も再侵攻も現実性が薄れ、政府備蓄銀の多くは次第に使用貿易に融通されるようになった。しかし一八世紀より倭銀の流入量が逡減すると、貸し出された備蓄銀は焦げ付きはじめ、備蓄の虧欠や減少が表面化した。特に戸曹の銀備蓄は数十年で三〇—四〇万両から三万両へと、実に十分の一以下に激減した。

倭銀の輸入は一八世紀半ばで杜絶する。これに替わる供給源は国内の銀店しかない。しかし一六世紀初頭から採掘が行われていた端川銀鉱は顯宗期までに概ね枯渇し、英祖や正祖も新たな銀店の開発には消極的であった。その背景には乾隆の盛世、すなわち大清帝国の繁栄と中朝間の緊張緩和があったものと思われる。対清貿易については一時的に支払い手段の欠乏に逢着したものの、一九世紀に入り朝鮮産の紅蔘輸出が伸びると、持続的に銀を中国に送り出す必要性が低下した。こうして朝鮮王朝の銀流通と銀財政は縮小し、やがて消滅した。哲宗五年（一八五四）には領議政金左根が事大交隣の必要性から銀錢並用論を提起しているが、彼は国内で銀は死貨となっていると認識しており、兵曹判書徐念淳も「士大夫の家の古い記録を見ると、土地や家屋は全て銀貨で売買されているが、この法は既に廃れ、銀子は死貨となつて久しい」と述べている<sup>55)</sup>。日本帝国が朝鮮を支配下に置いた時、彼らが市場で見たものは大量の葉錢（常平通宝）と白銅貨でしかなかった。

註

(1) 『統大典』卷二、戸典、国幣に「国幣用銅錢」とある。

(2) 韓明基「二七世紀初 銀の流通斗」二 影響『奎章閣』一五輯、一九九二年、一〇頁。

朝鮮後期の銀財政

- (3) 朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』名古屋大学出版会、二〇一一年、一六〇―一六一頁。
- (4) 同右、一六五頁。
- (5) 『朝鮮顯宗改修実録』卷一二、顯宗五年一月庚寅。
- (6) 『備辺司謄録』第二五冊、顯宗六年一〇月一七日。
- (7) 同右、第七〇冊、肅宗四三年一月五日。
- (8) 『朝鮮肅宗実録』卷六、肅宗三年五月甲午。
- (9) 『備辺司謄録』第四七冊、肅宗一九年二月二七日。
- (10) 同右、第七一冊、肅宗四四年二月二〇日。
- (11) 同右、第七三冊、景宗即位年八月六日。
- (12) 同右、第七四冊、景宗三年正月七日。
- (13) 同右、第三七冊、肅宗九年一〇月二日。
- (14) 同右、第三九冊、肅宗一一年一月八日。
- (15) 同右、第四〇冊、肅宗一二年正月二五日。
- (16) 同右、第四〇冊、肅宗一二年一月四日。
- (17) 同右、第四一冊、肅宗一三年四月二三日。
- (18) 同右、第五一冊、肅宗二六年七月七日。
- (19) 同右、第五三冊、肅宗二九年正月二三日。
- (20) 同右、第五三冊、肅宗二九年正月二三日。前註(19)とは別の所啓。
- (21) 同右、第五五冊、肅宗三〇年一〇月二二日。
- (22) 同右、第五八冊、肅宗三三年九月一二日。
- (23) 同右、第七九冊、英祖二年六月一八日。ここで言う市民とは松都商人のことである。

- (24) 同右、第八二冊、英祖三年一〇月八日。
- (25) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年、三二八―三三二頁。
- (26) 『備辺司謄録』第六〇冊、肅宗三十六年四月一三日  
 今四月十二日。備局堂上判敦寧府事閔鎮厚・行戸曹判書李寅燁請対引見入侍時。李寅燁所啓。……又所啓。會前各衙門銀貨。許貸於赴燕。訳官者回還後。即以白絲被執倭館。自萊府成冊。以為収捧事。會於甲申年。因大臣陳達定奪矣。其後以本銀即為還捧事。改定式。而白絲非我國所産。若不被執倭館。則無他轉換之道。而蓋被執之後。必過數年。故以此為遲。有此改定式之事。然本銀還納。其勢誠難。雖拘留督捧一年・二年。非但収捧無期。逋欠亦多。母寧依当初定奪。被執於倭館。隨其出来。而収捧之為得矣。
- 生糸は朝鮮商人が中国で買い付けるのみで、中国商人が朝鮮へ売り込みに来ることは無い。従つて生糸の買い付けには銀の前渡しが前提となる。銀の出資者が対馬藩の場合、朝鮮商人に銀を前渡しして後に生糸の引き渡しを受ける。これを被執と言う。しかし本件のように朝鮮政府が出資者の場合、倭館へ生糸を納入した後、銀の支払いを受けている。このように、銀の前渡しだけでなく生糸の前渡しも被執と呼んだようである。
- (27) 前註(25) 田代、三三一―三三三頁。
- (28) 『備辺司謄録』第七四冊、景宗三年正月七日。前註(12)と同じ所啓。
- (29) 同右、第七六冊、英祖即位年一〇月二一日。
- (30) 『朝鮮中宗実録』卷一八、中宗八年五月壬午、同右、卷二五、中宗一一年五月己酉。
- (31) 『朝鮮宣祖実録』卷四一、宣祖二六年八月甲申。
- (32) 同右、卷五六、宣祖二七年一〇月甲寅。
- (33) 同右、卷一二四、宣祖三三年四月丁酉、同右、卷一二七、宣祖三三年七月乙巳。
- (34) 同右、卷一六六、宣祖三六年九月乙卯。明朝の銀要求については、前註(2) 韓明基が詳しい。
- (35) 『光海君日記』卷八〇、光海君六年七月辛酉。

- (36) 『備辺司謄録』第二三冊、顯宗四年三月八日。
- (37) 『增補文献備考』卷一六〇、財用七、金銀銅。
- (38) 『朝鮮顯宗改修実録』卷二六、顯宗一三年七月丁巳。
- (39) 『朝鮮肅宗実録』卷三六、肅宗二八年正月癸巳。
- (40) 『備辺司謄録』第八一冊、英祖三年正月一〇日。
- (41) 同右、第八四冊、英祖四年一二月一七日、同右、第八五冊、英祖五年二月二日。
- (42) 『朝鮮英祖実録』卷二二、英祖五年五月戊申。
- (43) 『備辺司謄録』第九〇冊、英祖七年一〇月一二日。
- (44) 同右、第九二冊、英祖八年八月一日。
- (45) 同右、第九三冊、英祖九年二月二日・三月一四日。
- (46) 同右、第九四冊、英祖九年一二月八日。
- (47) 同右、第九五冊、英祖一〇年三月一日。
- (48) 同右、第一〇六冊、英祖一六年正月二一日。
- (49) 同右、第一〇九冊、英祖一七年九月三日。
- (50) 同右、第一一二冊、英祖二七年三月一三日。
- (51) 同右、第一二三冊、英祖二七年八月七日。
- (52) 同右、第一七三冊、正祖一二年八月一八日。
- (53) 同右、第一八七冊、正祖二三年三月一六日。
- (54) 同右、第二一二冊、純祖二四年二月一日、同右、第二二三冊、純祖二五年正月一四日、同右、第二一五冊、純祖二七年正月一三日、同右、第二二六冊、純祖二八年二月四日、同右、第二一七冊、純祖二九年二月一日、同右、第二一八冊、純祖三〇年正月一三日。

- (55) 同右、第二六冊、純祖二八年二月四日。前註(54)所引と同じ。
- (56) 同右、第二二冊、純祖二四年五月一日。
- (57) 同右、第二四一冊、哲宗五年三月二五日。